

稚内市地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、その活動によって地域力の維持・強化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、稚内市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を置く。

(隊員の活動)

第2 隊員は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 農林水産業の振興に関する支援活動
- (2) 観光の振興に関する支援活動
- (3) 交流及び移住・定住対策に関する支援活動
- (4) 地域の行事、文化及び芸術に関する支援活動
- (5) 住民の生活に関する支援活動
- (6) 環境の保全に関する支援活動
- (7) その他地域活性化に関する支援活動

(任用)

第3 隊員は、推進要綱第3（1）④に規定する都市地域等から本市に住民票を異動させることを条件に募集を行い、応募した者の中から市長が任用する。

(在職期間)

第4 隊員としての在職期間は、3年を超えることができない。

(身分)

第5 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(勤務条件)

第6 隊員の勤務時間その他の勤務条件は、稚内市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和2年稚内市規則第14号）の定めるところによる。

(報酬等)

第7 隊員の報酬及び期末手当並びに費用弁償は、稚内市会計年度任用職員の給与等

に関する条例（令和元年稚内市条例第 31 号）の定めるところによる。

2 本市は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で負担する。

（隊員の活動の円滑な実施）

第 8 隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事務は、隊員以外の者が行うものとする。

（1） 隊員の年間活動計画の作成

（2） 隊員の行う活動に関する総合調整

（3） 隊員の任用期間終了後の定住に向けた支援

（4） その他隊員の円滑な活動に必要な事項

（服務）

第 9 隊員の服務は、地方公務員法及び稚内市会計年度任用職員服務規程（令和 2 年稚内市訓令第 3 号）の定めるところによる。

（分限及び懲戒）

第 10 隊員の分限及び懲戒は、地方公務員法の定めるところによる。

（災害補償）

第 11 隊員の災害補償は、稚内市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年稚内市条例第 31 号）その他の関係法令の定めるところによる。

（日誌及び報告書）

第 12 隊員は、その活動状況について、別記第 1 号様式の稚内市地域おこし協力隊活動日誌に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の稚内市地域おこし協力隊活動日誌を添付の上、毎月 5 日までに、その前月分の地域協力活動の内容を別記第 2 号様式の稚内市地域おこし協力隊活動状況報告書により市長に報告しなければならない。

（市長への委任）

第 13 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 12 関係） **〔別添〕**

別記第 2 号様式（第 12 関係） **〔別添〕**

別記第2号様式（第12関係）

稚内市地域おこし協力隊活動状況報告書

稚内市長 様

稚内市地域おこし協力隊員名

⑩

活動報告	年 月 分	受入地域団体名等	
年 月 日	活 動 内 容		
年 月 日	翌月の活動予定内容		
要 望 ・ 意 見 等			